

議案第37号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月26日提出

清水町長 阿部 一 男

## 専決処分第3号

清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例  
清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例（平成12年清水町条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（失効に伴う経過措置）

- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する条例の失効の日（以下「失効日」という。）までに新設し、又は増設した設備については、この条例は、失効日後も、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年3月31日

清水町長 阿 部 一 男